

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長(法人税、法人住民税)  |
| 2 | 要望の内容                | 法人の土地譲渡益に対して、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る課税の特例措置(法人重課制度の適用除外)の適用期限(平成25年12月31日まで)を5年延長する。  |
| 3 | 担当部局                 | 土地・建設産業局企画課、地価調査課公共用地室<br>都市局都市安全課、まちづくり推進課、市街地整備課<br>道路局総務課<br>住宅局住宅総合整備課、総務課民間事業支援調整室、市街地建築課、市街地建築課マンション政策室<br>鉄道局総務課企画室<br>航空局航空ネットワーク部首都圏空港課  |
| 4 | 評価実施時期               | 平成25年8月   |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯   | 昭和54年度 創設<br>昭和60年度 延長<br>昭和62年度 延長<br>平成 2年度 拡充・延長<br>平成 3年度 拡充・延長<br>平成 8年度 拡充・延長<br>平成13年度 延長<br>平成16年度 拡充・延長<br>平成21年度 縮減・延長  |
| 6 | 適用又は延長期間             | 5年間   |
| 7 | 必要性等                 | ① 政策目的及びその根拠<br>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》<br>【1～3号】<br>用地取得の円滑化・迅速化による効率的な公共事業の実施<br>【4号】<br>都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する<br>【5・6号】<br>特に大火の可能性が高い防災上危険な密集市街地において、防災街区整備事業等を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の再生を推進する<br>【7号】<br>国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)を図り、都市の魅力を高める<br>【8号】<br>全国における民間投資を促進する全国都市再生の取組を推進し、生活環境の改善と地域活性化を図る<br>【9号】<br>耐震性に劣る等の不良マンションストックを解消し、安全・安心で良好な居住 |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>環境を確保したマンションへの建替えを円滑化し、周辺の住環境や都市環境の向上を図る</p> <p>【10号】<br/>都市再生・地域再生に資する土地の有効利用を促進する</p> <p>【11号】<br/>都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する</p> <p>【12～15号】<br/>居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する<br/>子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の向上</p> <p>【16号】<br/>我が国の都市構造を、豊かな都市生活や経済活動を実現できるものへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備等を通じて都市再生を誘発する</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>【1～3号】<br/>(国土交通省政策評価基本計画)<br/>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護<br/>施策目標 30 社会資本整備、管理等を効果的に推進する</p> <p>【4号】<br/>(国土交通省政策評価基本計画)<br/>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進<br/>施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>【5・6号】<br/>(国土交通省政策評価基本計画)<br/>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減<br/>施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>【7号・8号】<br/>都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）</p> <p>【9号】<br/>住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)<br/>目標1 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備<br/>① 大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。<br/>④ 住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る。<br/>目標2 住宅の適正な管理及び再生<br/>住宅ストックの適正な管理を促進するとともに、特に増加する建築後相当の年数を経過したマンション等の適正な管理と維持保全、更には老朽化したマンション等の再生を進めることにより、将来世代に向けたストックの承継を目指す。</p> <p>【10号】<br/>(国土交通省政策評価基本計画)<br/>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進<br/>施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p> |
|--|---|

|  |                            |  |
|--|----------------------------|--|
|  |                            | <p>【11号】<br/>(国土交通省政策評価基本計画)<br/>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進<br/>施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>【12～15号】<br/>「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」において、「ハード・ソフト両面の施策による安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築、住宅の適正な管理・再生、多様な居住ニーズに応える新築・既存住宅双方の住宅市場の整備、更には市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な者に対して居住の安定を確保する住宅セーフティネットの構築のための施策の充実を図」とされており、本特例は政府の方針に沿うものである</p> <p>【16号】<br/>(国土交通省政策評価基本計画)<br/>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進<br/>施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p>  |
|  | <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> | <p>【1～3号】<br/>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護<br/>施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する に包含</p> <p>【4号】<br/>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進<br/>施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> <p>【5・6号】<br/>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減<br/>施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含</p> <p>【7号・8号】<br/>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進<br/>施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> <p>【9号】<br/>政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現<br/>施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する に包含<br/>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減<br/>施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含</p> <p>【10号】<br/>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進<br/>施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> <p>【11号】<br/>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進<br/>施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> <p>【12号～15号】<br/>政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進<br/>施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含</p> <p>【16号】<br/>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進<br/>施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p> |
|  | <p>③ 達成目標及び測定指標</p>        | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【1～3号】<br/>公共事業の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること</p> <p>【4号】<br/>都市機能更新率の向上</p> <p>【5・6号】</p>  |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>地震時等に著しく危険な密集市街地の面積(平成 22 年度 6,000 ヘクタール)について、平成32年度までに概ね解消</p> <p>【7号・8号】<br/>都市機能更新率の向上</p> <p>【9号】<br/>・大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る<br/>・住宅及び住宅市街地における高齢者等の生活の利便性の向上を図るとともに、住生活にゆとりと豊かさをもたらす、美しい街並みや景観の維持及び形成を図る</p> <p>【10号】<br/>都市機能更新率の向上</p> <p>【11号】<br/>都市機能更新率の向上</p> <p>【12号～15号】<br/>・最低居住面積水準未満率4.3%(平成20年)を早期に解消する<br/>・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の向上</p> <p>【16号】<br/>都市再生誘発量の向上</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>【1～3号】<br/>用地あい路率※の縮減 2.63%(平成 26 年度～平成 30 年度の目標値)<br/>※用地交渉開始後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、被補償者との調整に困難が生じる等、当該年度内に契約見込みがないもの。</p> <p>【4号】<br/>都市機能更新率※ 平成 30 年度 45%<br/>※特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積の割合。従前の市街地が一般に木造2階建て又は空閑地であることを踏まえ、再開発の目的である土地の高度利用と建築物の耐震化等による市街地の防災性向上の状況を表す指標として、4階建て以上の建築物への更新割合。</p> <p>【5・6号】<br/>地震時等に著しく危険な密集市街地の面積<br/>約 6,000ha(平成 22 年度)を平成 32 年度までにおおむね解消<br/>※達成目標の根拠である住生活基本計画では平成 32 年度までの目標を設定しており、平成 30 年度における目標値は設定していない。</p> <p>【7号・8号】<br/>都市機能更新率 平成 30 年度 45%</p> <p>【9号】<br/>・新耐震基準(昭和 56 年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%(平成 20 年度)→95%(平成 32 年度)※<br/>・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 16%(平成 20 年度)→28%(平成 32 年度)※<br/>※達成目標の根拠である住生活基本計画では平成 32 年度までの目標を設定しており、平成 30 年度における目標値は設定していない。</p> <p>【10号】<br/>都市機能更新率 平成 30 年度 45%</p> <p>【11号】<br/>都市機能更新率 平成 30 年度 45%</p> <p>【12～15号】<br/>・最低居住面積水準未満率※ 早期に解消<br/>※健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模(最低居住面積水準)未満の住宅に居住する世帯の割合。(A/B)※※<br/>※※A:最低居住面積水準未満世帯数 B:主世帯総数<br/>注 最低居住面積水準(住生活基本計画(全国計画)において設定)の概要<br/>(1)単身者 25 m<sup>2</sup>(ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期</p> |
|--|--|--|

|   |      |                |   |
|---|------|----------------|---|
|   |      |                | <p>間の居住を前提とした面積が確保されている場合等は、この面積によらないことができる。)</p> <p>(2)2人以上の世帯 10 m<sup>2</sup>×世帯人数+10 m<sup>2</sup></p> <p>注 主世帯：一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。</p> <p>・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率※</p> <p>全国 : 40% (平成20年) → 50% (平成27年) ※※</p> <p>大都市圏 : 35% (平成20年) → 50% (平成32年) ※※</p> <p>※子育て世帯(注1)のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準(注2))を満たす住宅に居住する世帯の割合(A/B)</p> <p>① A : 子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数<br/>B : 子育て世帯総数</p> <p>② A : 大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数<br/>B : 大都市圏の子育て世帯総数</p> <p>注1 子育て世帯：構成員に18歳未満の者が含まれる世帯</p> <p>注2 誘導居住面積水準：住生活基本計画(全国計画)において設定</p> <p>(1)一般型誘導居住面積水準<br/>都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定</p> <p>①単身者 55 m<sup>2</sup> (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)</p> <p>②2人以上の世帯 25 m<sup>2</sup>×世帯人数+25 m<sup>2</sup></p> <p>(2)都市居住型誘導居住面積水準<br/>都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定</p> <p>①単身者 40 m<sup>2</sup> (ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。)</p> <p>②2人以上の世帯 20 m<sup>2</sup>×世帯人数+15 m<sup>2</sup></p> <p>※※達成目標の根拠である住生活基本計画では平成27年度および平成32年度までの目標を設定しており、平成30年度における目標値は設定していない。</p> <p><b>【16号】</b></p> <p>都市再生誘発量※ 平成30年度 概ね16,800ha</p> <p>※我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業といった基盤整備等により、民間事業者等による都市再生に係る投資が可能となった面積の合計。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》<br/>法人の土地譲渡益にかかる法人税重課制度によって、企業等の保有する土地を優良住宅地の造成等の事業のために供給することに対するディスインセンティブが働き、事業の円滑な実施が阻害されることを除外する。</p> |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等         | 0<br>(土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しない。)  |
|   |      | 減収額            | 0<br>(土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しない。)  |
|   |      | ③ 効果・達成目標の実現状況 | 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年～平成30年)<br>土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって企業等の保有する土地を優良住宅地の造成等の事業のために供給することに対するディスインセンティブは働いていない。   |

|    |                    |   |  |
|----|--------------------|---|--|
|    |                    |   | <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年～平成30年)</p> <p>土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため、本特例によって税負担が軽減された事例は存在しないが、法人税重課が課税された場合には、事業者の土地取得に係るコストが増大することにより優良な住宅地造成等の事業が停滞し、良質な住宅ストックの形成や都市再生の推進等が阻害されることから、法人税重課制度が存続している間は本特例措置の存置が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年～平成30年)</p> <p>課税停止されている土地譲渡益にかかる法人税重課制度が復活した場合、事業者の土地取得に係るコストが増大することにより優良な住宅地造成等の事業が停滞し、良質な住宅ストックの形成や都市再生の推進等が阻害される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年～平成30年)</p> <p>土地譲渡益にかかる法人税重課制度が課税停止中のため本特例による軽減を受けた事例は存在していない。(平成10年以降課税停止中)</p>  |
| 9  | 相当性                | <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> | <p>本特例措置は、事業の種地の供給の円滑化を通じて事業実施の円滑化を図るために、種地の供給者側のコストを低減する施策であるところ、当該施策を行うにあたっては、一度税として徴収した上で改めて箇所付けを伴う補助金として交付するよりも、単に減税措置によった方が施策として効率的であるため、税制上の特例措置により対応することが適当である。</p> <p>「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)」</p> <p>※ 「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除」は、公的主体が実施する宅地造成事業等と同程度に優良な宅地造成事業について認められるものであり、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置」の対象となる宅地造成事業より、区画面積や公共施設整備率等、要件が厳しい分、大きな税負担の軽減が措置されている。よって、両制度は明確な役割分担がなされており、両制度が相まって、優良な住宅地等の造成が実現される。</p> <p>本特例により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生の推進等が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p> |
| 10 | 有識者の見解             |   | —  |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |   | —  |

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税(資本割)の課税標準の特例措置の延長(法人事業税)   |
| 2 | 要望の内容                | <p>・特例措置の対象</p> <p>東京湾横断道路株式会社(以下「TTB」という。)が、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(以下「湾横特措法」という。)における東京湾横断道路建設事業者として、事業遂行のために必要とされ出資を受けた資本金の額。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>TTBに対する法人事業税の資本割の課税標準の算定については、資本金の額から、当該資本金の額に総資産の金額のうちに建設事業未収金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除する。</p> <p>(計算式:法人事業税額=「課税標準(資本金-資本金×(建設事業未収金/総資産))×税率」)</p> <p>・延長期間:5年間</p>  |
| 3 | 担当部局                 | 道路局高速道路課  |
| 4 | 評価実施時期               | 平成25年8月   |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯   | 平成16年度 創設(5年間)<br>平成21年度 延長(5年間)  |
| 6 | 適用又は延長期間             | 5年間   |
| 7 | 必要性等                 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>東京湾横断道路は、首都圏の幹線道路ネットワークの一環として、周辺都市機能を高め広域的な都市圏を形成する基盤となるものであるが、TTBは、湾横特措法により大規模プロジェクトによる当該道路(国道409号)の建設等を特例的に実施し、現在その管理等を行っている。</p> <p>本特例措置を講ずることにより、首都圏交通において重要な役割を担うTTBの適切かつ円滑な業務の推進を図り、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和61年法律第65号)</p> <p>第1条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して東京湾横断道路の建設を図るための特別の措置を定めることにより、その建設を促進し、もって東京湾の周辺の地域における交通の円滑化に資することを目的とする。</p> |
|   | ② 政策体系における政策目的の位置付け  | <p>「国土交通省政策評価基本計画」</p> <p>政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上</p> <p>施策目標29 道路交通の円滑化を推進する</p> <p>に包含</p>  |

|        | ③ 達成目標及び測定指標   | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>TTBの資本金は、東京湾横断道路開通後にTTBが湾横特措法第2条に基づき実施している東京湾横断道路の日常的管理業務及び休憩施設事業を主とした管理事業の規模に比べれば著しく過大となっており、かつ、仮に資本割が適用された場合においては、TTBの事業経営に与える影響が甚大となる。</p> <p>このため、本特例措置を講ずることにより、TTBの適正かつ円滑な業務の推進に資する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>「TTBの適正な事業及び円滑な業務の推進」という達成目標については、定量的に表した測定指標を設定することは困難であるため、「TTBが引き続き適正かつ円滑に業務を実施していくための安定的な経営基盤の確保」を測定指標と位置付ける。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>東京湾横断道路は、京葉道路、東京湾岸道路、東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道、東関東自動車道等と一体となって、首都圏における広域的幹線道路網を形成するものである。本道路は、京浜地域と房総地域を直結することにより首都圏の南バイパスの役割を果たし、周辺都市機能を高め広域的な都市圏を形成する基盤となるものである。</p> <p>TTBは、湾横特措法により大規模プロジェクトによる当該道路の建設等を特例的に実施し、平成9年12月の開通以来、その建設により蓄積した技術とノウハウを活かして当該道路の管理等を行っている。</p> <p>このため、本特例措置を講ずることにより、首都圏交通において重要な役割を担うTTBの適正かつ円滑な業務の推進が図られ、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に寄与する。</p> |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|--------|----------------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 8 有効性等 | ① 適用数等         | <p>毎年度1件</p> <p>なお、本措置の適用対象はTTBしかない。</p>  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|        | ② 減収額          | <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="584 1193 1414 1328"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>181</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計算式】</p> <p>[特例無]－[特例有]</p> <p>＝[資本金×税率]－[資本金－資本金×(建設事業未収金／総資産)×税率]</p> <p>※H21～H24年度までは実績値、H25～H30年度までは推計値。</p>   |     | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 減収額 | 181 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 |
|        | H21            | H22   | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 減収額    | 181            | 180   | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|        | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21～30年度)</p> <p>本特例措置の実施により、TTBの経営基盤の安定化が図られることから、円滑な事業運営が可能となり、ひいては、東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に大きく貢献している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21～30年度)</p> <p>TTBの営業損益は、東京湾横断道路の開通以来マイナスで推移し、その経営基盤の安定化が大きな課題であった。このような状況下で、平成17年度以降営業損益は黒字で推移しており、本特例措置の導入による効果が大変大きなものとなっている。</p> <p>このことから、本特例措置が、TTBの適正かつ円滑な業務の推進に大きく貢献していると言える。</p>   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |



|    |                    |                      |  |
|----|--------------------|----------------------|--|
|    |                    |                      | <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成30年度)</p> <p>特例措置が廃止された場合、1.8億円の負担増となることから、TTBの経営基盤が不安定となり、安定的な事業運営に支障をきたすこととなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21～30年度)</p> <p>本特例措置を講ずることによりTTBの円滑な業務の推進が図られ、これは、東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に貢献するなど波及効果は大きく、税収減が十分に是認されると考えられる。</p>  |
| 9  | 相当性                | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等   | <p>大規模プロジェクトによる東京湾横断道路(国道409号)の建設等については、湾横特措法により、TTBが特例的に行っている。</p> <p>TTBは、当該道路の建設等に当たり、有利子債務を少なくするため、地方公共団体等から多額の出資金を受けており、資本金の額が著しく大きなものとなっている。</p> <p>また、TTBの貸借対照表上、資産のほとんどが建設事業未収金(高速道路機構からの建設費用割賦支払額)であり、これは、本来国が行うべき道路建設等を代行することにより生じたものであることから、資本金の額から、当該資本金の額に総資産の金額のうち建設事業未収金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除する本特例措置は、TTBの適正かつ円滑な業務の推進に支障を生じさせないために必要であり、他の手段によることはできない。</p> |
|    |                    | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>本特例措置に類する税制特例措置以外の支援措置は講じられていない。</p>  |
|    |                    | ③ 地方公共団体が協力する相当性     | <p>東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、大都市圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に貢献するなど、周辺地方公共団体の受益に資するものである。</p>   |
| 10 | 有識者の見解             |                      | —  |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |                      | —  |

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

|   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(法人税、所得税)  |
| 2 | 租税特別措置等の内容           | 個人又は法人がその有する土地等を、沿道整備道路の沿道整備のために行う公共施設の整備、宅地の造成又は建築物の整備に関する一定の事業の用に供するために地方公共団体又は一定の沿道整備推進機構に譲渡した場合には、年 1500 万円を限度としてその譲渡取得を特別控除するものである。   |
| 3 | 担当部局                 | 道路局環境安全課道路環境調査室  |
| 4 | 評価実施時期               | 平成 25 年 8 月  |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯   | 平成 8 年度 創設   |
| 6 | 適用期間                 | 恒久措置   |
| 7 | 必要性等                 | ① 政策目的及びその根拠   |
|   |                      | ② 政策体系における政策目的の位置付け  |
|   |                      | ③ 達成目標及び測定指標   |
|   |                      | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》<br/>沿道の整備を促進するための措置を講ずることにより、道路交通騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図り、もって円滑な道路交通の確保と良好な市街地の形成に資することを目的とする。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》<br/>幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年五月一日法律第三十四号)<br/>第一条 この法律は、道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について、沿道整備道路の指定、沿道地区計画の決定等に関し必要な事項を定めるとともに、沿道の整備を促進するための措置を講ずることにより、道路交通騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図り、もって円滑な道路交通の確保と良好な市街地の形成に資することを目的とする。</p> |
|   |                      | <p>政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現<br/>施策目標5 快適な道路環境等を創造する</p>   |
|   |                      | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》<br/>道路交通騒音により生ずる障害の防止及び幹線道路の沿道にふさわしい土地利用、都市環境整備の実現</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》<br/>本特例措置による達成目標の実現状況を測る具体的な測定指標はない。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》<br/>まちづくりと一体となってより良い沿道環境の整備を図るため、緩衝建築物の建築促進、地方公共団体又は沿道整備推進機構の用地取得の円滑化、沿道整備権利移転等促進計画に基づく円滑な権利移転等を促進する必要があり、本特例措置の適用により、土地所有者の税の負担が軽減さ</p>                                     |

|    |                    |                      |   |
|----|--------------------|----------------------|---|
|    |                    |                      | れ、土地所有者の協力が得られやすくなり、地方公共団体又は沿道環境整備推進機構による円滑な土地取得が図られ、沿道環境の整備の推進に寄与するものである。  |
| 8  | 有効性等               | ① 適用数等               | 平成 22 年度から平成 24 年度の適用実績はなし。   |
|    |                    | ② 減収額                | 平成 22 年度から平成 24 年度の適用実績はなし。   |
|    |                    | ③ 効果・達成目標の実現状況       | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度)<br/>         道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、平成 24 年度において、11 路線 132.9km が沿道整備道路に指定されており、そのうち 10 路線 108.4km で沿道整備計画が策定されている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度)<br/>         道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、平成 24 年度において、11 路線 132.9km が沿道整備道路に指定されており、そのうち 10 路線 108.4km で沿道整備計画が策定されていることから、引き続き沿道環境の整備を推進するため、本特例措置の継続が必要である。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 24 年度)<br/>         道路交通騒音により生ずる障害を防止し、適正かつ合理的な土地利用により、円滑な道路交通の確保と良好な市街地の形成を図るためには、引き続き、用地の円滑な取得を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要である。</p> |
| 9  | 相当性                | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等   | 地方公共団体等の行う住宅建設又は宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合、収用の対償に充てられる土地等を譲渡した場合、住宅地区改良法の改良住宅建設のため改良地区外の土地等を譲渡した場合等のように、その事業内容からみて土地等の買い取りを促進する必要があると認められる事業のための土地等の譲渡益について、特別控除を認めることは妥当である。   |
|    |                    | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | —   |
|    |                    | ③ 地方公共団体が協力する相当性     | —   |
| 10 | 有識者の見解             |                      | —   |
| 11 | 評価結果の反映の方向性        |                      | 本租税特別措置を引き続き継続する。   |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |                      | —   |

### 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

|   |                      |   |  |
|---|----------------------|---|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(法人税)  |  |
| 2 | 租税特別措置等の内容           | (独)日本高速道路保有・債務返済機構が行う「本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法」第15条の規定による退職金支払確保契約に係る掛金は損金に算入することができる。 |  |
| 3 | 担当部局                 | 道路局総務課高速道路経営管理室   |  |
| 4 | 評価実施時期               | 平成25年8月   |  |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯   | 昭和56年創設<br>平成16年改正  |  |
| 6 | 適用期間                 | 恒久税制  |  |
| 7 | 必要性等                 | ① 政策目的及びその根拠  | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》<br>本州四国連絡橋の供用に伴い事業規模縮小等となる特定事業主に雇用されている労働者で、離職が見込まれる者の退職金の支払いに係る資金の確保。<br>《政策目的の根拠》<br>租税特別措置法第28条第1項(個人)、第66条の11第1項(法人)<br>本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第15条   |
|   |                      | ② 政策体系における政策目的の位置付け   | 「国土交通省政策評価基本計画」<br>政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化<br>施策目標22 国際・競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する<br>に包含   |
|   |                      | ③ 達成目標及び測定指標  | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》<br>本州四国連絡橋の供用に伴い事業規模縮小等となる特定事業主に雇用されている労働者で、離職が見込まれる者の退職金の支払いに係る掛金の納付を促す。<br>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》<br>本州四国連絡橋の供用に伴い事業規模縮小等となる特定事業主に雇用されている労働者で、離職が見込まれる者の退職金の支払いのための掛金の納付金額。<br>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》<br>本州四国連絡橋の供用に伴い事業規模縮小等となる特定事業主において、離職が見込まれる者の退職金の支払いに係る掛金が納付されることにより、特定事業主は計画的かつ円滑に退職金の支払資金を準備することができ、離職者対策等の円滑な実施に寄与。 |
| 8 | 有効性等                 | ① 適用数等  | ○掛金(累計):13,652百万円<br>○対象人数:2,399人<br>○対象会社数:47社  |
|   |                      | ② 減収額   | 平成22年度実績 0百万円<br>平成23年度実績 0百万円<br>平成24年度実績 0百万円  |

|    |                    |                       |  |
|----|--------------------|-----------------------|--|
|    |                    | ③: 効果・達成目標の実現状況       | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22～24 年度)<br/>現在の本州四国連絡橋の供用に伴い影響を受ける航路における円滑な輸送を確保し、並びに一般旅客定期航路事業及びその関連事業に係る影響の軽減を図るための再編基本方針に対する対応は、完了している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22～24 年度)<br/>過去 3 ヶ年における本措置の適用は無い。<br/>平成 22 年度実績 0 件<br/>平成 23 年度実績 0 件<br/>平成 24 年度実績 0 件</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22～24 年度)<br/>対象期間においては、本措置の適用はなく、減収は発生していないが、これまで本措置を含む旅客船事業者及び離職者への対策が円滑に実施されてきている。</p> |
| 9  | 相当性                | ①: 租税特別措置等によるべき妥当性等   | 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法において規定される当該措置を含めた各種対策と合わせ、旅客船事業者及び離職者への対策が円滑に実施される制度であり、総合的な対策として妥当   |
|    |                    | ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者が、本州四国連絡橋の供用に伴い余儀なくされることとなる事業規模の縮小等を行おうとするときは、それぞれの事業について、実施計画を作成し、大臣の認定を受けた場合については、交付金交付を受けることができる。  |
|    |                    | ③: 地方公共団体が協力する相当性     | —  |
| 10 | 有識者の見解             |                       | —  |
| 11 | 評価結果の反映の方向性        |                       | 引き続き継続する。  |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |                       |  |